

静岡県立学校の施設等の開放に関する要綱

制 定 平成 13 年 1 月 11 日 教社第 371 号

最終改正 平成 14 年 5 月 23 日 教社第 77 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、静岡県立学校管理規則（昭和 32 年静岡県教育委員会規則第 1 号）第 45 条第 1 項及び第 47 条の規定に基づき、静岡県立学校（以下「学校」という。）の施設及び設備を住民の利用に供すること（以下「施設等の開放」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(施設等の開放の方針)

第 2 条 校長は、地域住民の社会教育活動、文化活動、スポーツ活動その他の生涯学習活動の振興のために、学校教育上支障のない範囲において、施設等の開放を実施する。

(施設開放委員会の設置及び組織)

第 3 条 静岡県教育委員会は、施設等の開放を実施する学校ごとに、施設開放委員会を設置する。

- 2 施設開放委員会に委員長を置く。
- 3 委員長は、校長をもって充てる。
- 4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 5 委員は、次の各号に該当する者のうちから校長が委嘱する。
 - (1) 施設等の開放を実施する学校の教職員
 - (2) 校長が必要と認める者
- 6 委員の任期は、1 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(施設開放委員会の職務等)

第 4 条 施設開放委員会は、安全かつ効率的な施設等の開放を実施するため、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) 利用者の登録に関すること。
- (2) 利用の許可及び取消しに関すること。
- (3) 利用計画に関すること。
- (4) 利用責任者に関すること。
- (5) 利用者の意向の把握に関すること。
- (6) その他施設等の開放に関すること。

(利用者)

第 5 条 利用に供する施設及び設備（以下「開放施設等」という。）を使用できるものは、当該年度において施設開放委員会による登録の承認を得た団体（以下「利用団体」という。）とする。

- 2 登録を申し出る団体には、利用責任者を 1 人置く。

- 3 利用責任者は、利用団体が正常かつ円滑に開放施設等を使用できるよう、施設開放委員会の指示に基づき、利用施設の管理、利用団体の危険防止その他開放施設の使用に関する必要な事項の管理及び指導に当たる。

(開放施設等)

第6条 開放施設等とは、あらかじめ校長が指定し、施設開放委員会に指示する普通教室及び特別教室並びに運動場、体育館、武道場等の体育施設その他の学校の施設及び設備をいう。

(経費の負担等)

第7条 開放施設等の利用に係る経費は、利用団体が負担する。ただし、施設開放委員長が認めるときは、この限りではない。

(開放の中止)

第8条 施設開放委員会は、次の各号のいずれかに該当する利用を行う団体に対して、その施設等の開放を中止することができる。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 政治的又は宗教的活動をするとき。
- (3) 営利の追求、寄附金の募集、物品の販売、契約の勧誘又は署名の収集その他これに類する行為をするとき。
- (4) 学校運営又は学校施設の管理に支障があると認めるとき。

(開放施設等の管理責任)

第9条 この要綱に基づく開放施設等に関する管理責任は、利用団体の責めに帰するものを除き、静岡県教育委員会が負うものとする。

- 2 利用団体は、開放施設等を損傷し、又は滅失した場合は、直ちに施設開放委員会に報告し、その指示に従いこれを原状に回復し、又は損害を弁償しなければならない。

(雑則)

第10条 この要綱の施行に関し必要な事項は、教育長が定めることができる。

- 2 施設開放委員会は、この要綱に基づく必要な実施細則を定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 静岡県立高等学校施設の利用に関する要綱（昭和59年5月12日付け教体第139号教育長通知）は、平成13年3月31日をもって廃止する。
- 3 この要綱の施行前に、静岡県立高等学校施設の利用に関する要綱第10条第2項により決定された平成13年度の利用計画については、なお従前の例による。

附 則

この改正は、平成14年5月23日から施行し、平成14年4月1日から適用する。